

令和6年度 共同生活援助事業所ぴあ 事業計画書

(共同生活援助事業)

第1 基本方針

共同生活援助事業所ぴあは、ご利用者一人ひとりの意向を踏まえて、地域社会において安心して安定的な生活が送れるよう障がいの特性や心身の状態に配慮した支援サービスの提供に努めます。

特に、支援サービスの提供にあたっては、ご利用者個々の自己決定を尊重し、日常生活や社会生活において本人の意思や希望が反映された生活となるよう意思確認や選好に十分な時間を取り、ご利用者の最善の利益に資するよう支援体制を図ります。

つきましては、令和6年度の重点項目を以下のとおり進めます。

1 ご利用者に対する支援の質の向上

ご利用者のニーズを踏まえて作成した個別支援計画に基づき適切な支援サービスの提供に努めます。また、意思決定や合理的配慮に留意した対応やご利用者の権利擁護、虐待防止の取り組みを更に推進するために定例会議や内部研修等において職員へ周知徹底します。

2 ご利用者の高齢化等に対する対応

ご利用者の高齢化や重度化に伴い支援体制の再構築と職員の対応スキルの向上に努めるとともに、グループホームの生活が困難となってきたりしているご利用者については、本人の生活に対する意向を踏まえつつ、怪我のリスクなどを考慮したうえで必要に応じて他の福祉サービスへの移行などについて、ご家族や関係機関と連携のうえ包括的な対応を検討します。

3 事業所の維持管理と計画的な修繕

事業所の保安全管理と快適な住環境の維持のため、今年度はグループホームの屋根の塗装について施工年数を考慮したうえで計画的に実施します。また、経年劣化に対する各所修繕に対しても迅速に対応し、ご利用者の生活に影響が来ないように進めます。

4 感染症対策の徹底

昨年度、グループホーム内での新型コロナウイルス集団感染事例を踏まえて、発生時に迅速な対応及び感染拡大防止が図られるよう、感染症BCPの適切な運用を図るとともに、必要に応じて見直しや改善、改定を行い有用性のあるBCPに努めます。

5 余暇活動等の充実

ご利用者が目標を持って生活し、日々の生活に潤いや生きがいを感じられるようご利用者の意向を踏まえたうえで、各種イベントや行事、外出を企画実施します。なお、実施にあたっては、感染症予防対策と健康管理を基本として、集団感染に配慮した内容で取り組みます。

6 苦情解決、相談体制の充実

苦情などが寄せられた場合は、内容を真摯に受け止めて迅速に対策や改善、再発防止策を講じます。また、日頃からご利用者の要望をアドバイスと捉え、些細な内容を含め積極的に対応する仕組みを構築し、ご利用者の支援の質の向上に取り組みます。

第2 組織と利用者状況

1 組織の概要

ご利用者の障がい特性を踏まえたサービスを提供するとともに、安定的な事業所経営を遂行するために、次の組織体制で進めます。

(1) 事務係

事務係は、事業所運営の庶務、会計、管理を行い、ご利用者への間接的な支援と経営管理を行います。

(2) 生活支援員

生活支援員は、巡回支援等を通して、地域生活場面等における支援と健康管理を中心にサービス提供を行います。

(3) 世話人

世話人は、主に食事の提供や生活面の支援と健康管理及び相談等を行います。

(4) 職員配置状況（令和6年4月1日現在）

区分	管理者	サビ管	生活支援員	世話人	総務	計
男性	1	1 (1)	5	(6)		7 (7)
女性			10	13 (10)	(3)	23 (13)
計	1	1 (1)	15	13 (16)	(3)	29 (20)

※ () は兼務職員

2 会議等の体制

(1) 次の会議、委員会を設置し、利用者支援のサービス向上に努めます。

- ・ 地域支援会議 (サービス管理責任者、生活支援員、世話人)
- ・ ケース会議 (支援係担当者)
- ・ 生活委員会 (支援係担当者 ※ご利用者代表)
- ・ 防犯・防災対策委員会 (支援係担当者)
- ・ 虐待防止委員会 (支援係担当者)
- ・ 衛生管理委員会 (支援係担当者)

(2) 研修会

- ・ 施設内研修会 (随時)
- ・ 関係機関・団体・その他の研修参加 (随時)
- ・ 研究調査・ケース研究 (随時)

3 ご利用者の状況（令和6年4月1日現在）

(1) 各共同生活住居における利用状況

区分	ぴあ	えーる	はるか	ういんぐ	あゆみ	らいふ	あおば	ひかり	合計
男性	7	4			1		6	4	22
女性			5	6	3	5			19
計	7	4	5	6	4	5	6	4	41

(2) 障害支援区分等

区 分	障がい程度			障害支援区分							
	A	B	計	非該当	1	2	3	4	5	6	計
男 性	5	17	22	0	0	2	13	5	1	1	22
女 性	4	15	19	0	0	1	10	6	1	1	19
計	9	32	41	0	0	3	23	11	2	2	41

(3) 年齢別

区 分	～20 未満	20～ 29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～ 69	70 以上	最高 年齢	最少 年齢	平 均
男 性	0	1	3	4	6	3	5	78歳	21歳	54.3歳
女 性	2	0	0	2	6	6	3	75歳	18歳	55.7歳
計	2	1	3	6	12	9	8			55.0歳

(4) 障がい別

区	てんかん	自閉傾向	統合 失調症	身体 障がい	ダウン症	視 覚 障がい	聴 覚 障がい	内部疾患	体幹機能	強度行動 障がい	心因反応	その他
男 性	2		4				2					
女 性	3		3	2								
計	5		7	2			2					

第3 事業と運営方針

1 事業の内容

共同生活援助事業 定員42名

共同生活住居8ホーム、サテライト型1カ所

2 運営方針

(1) 事務部門

項 目	事業内容	具体的な内容
事業運営	事業運営の安定・強化	障がい福祉サービスの基準を遵守し、訓練等給付費及び各種請求事務を適正に進めます。また、適正な予算執行や入居率の維持に努め、経営の健全化を更に推進します。
	計画的な建物等の保全管理	定期的な建物内外の点検をとおして破損や劣化などは必要に応じて修繕や改修を行います。また、ご利用者の住環境維持のため、グループホームの屋根の塗装について、施工年数を考慮したうえで計画的に実施します。 (主な事業) グループホームひかり屋根塗装工事 グループホームあゆみ屋根塗装工事
	人材の確保	確保が困難なグループホームの世話人について、求人活動を継続的に実施するとともに、更なる人材の確保に向け働きやすい職場環境の構築を目指します。
	食材等の取扱い	近年、食材費の値上がりや物流などの影響により材料等の確保が難しい状況を踏まえて、安定かつ平準的に食事提供ができるよう食材等の仕入れ方法について調査・検討を進めます。
	新規ご利用者の獲得	高等養護学校や相談支援事業所等への訪問の継続と希望に応じて体験実習などの受入れを積極的に行うなど新規ご利用者の獲得に向けた取組みを推進します。

事業運営	職員・ご利用者の健康管理	年2回（職員は年1回）、定期健康診断及び生活習慣病検診を実施するとともに、異常等があれば早期に通院等の対応を行います。また、職員の健全な心身の維持・向上のため、効率的なサービス提供に努めます。
	防災・防犯体制の整備	ご利用者の生命を守ることを最優先にご利用者が安心して過ごすことの出来る環境の構築を進めます。特に、防災、防犯については、注意喚起はもちろんのこと訓練や非常食等の更新、防犯体制の点検などについて定期的実施します。

（2）生活支援部門

生活支援サービス	個別支援とサービスの質の向上	ご利用者やご家族の意向を尊重し、障がい特性やニーズ等を考慮したうえで適切な支援サービスを提供します。また、個別支援計画について、ご利用者本人の意志決定を重視した計画の策定に努めます。
	虐待防止と身体拘束の適正化	生活支援サービスの提供にあたっては、虐待防止の観点からご利用者の人格と人権を尊重し丁寧な支援と関係する研修会などへ積極的な参加を推進します。また、身体拘束の適正化については関係する法令等を遵守した取組みを行います。
	健康の保持と高齢ご利用者対策	日々の巡回支援をとおして、ご利用者のバイタルや体調に疑義や不安がある場合は、医療機関と連携し疾病等の早期発見と早期治療に努めます。また、グループホームの生活が困難となってきたご利用者については、本人の生活に対する意向を踏まえつつ、ご家族や関係機関と連携のうえ包括的な対応を検討します。
	職員のスキルと専門性の向上	ご利用者一人ひとりの障がい特性に合わせて適切な支援サービスが提供出来るように関連する研修会への参加や専門職との連携とおして、職員のスキルと専門性の向上に努めます。
	事故防止とリスクマネジメントの取組み	ヒヤリハット等の事例やケース記録を職員会議や地域支援会議等において検証し、ご利用者個々の障がい特性に合わせて個別に事故防止と安全対策に取り組みます。
保健衛生	感染症対策の強化とBCPの適切な運用	発生時に迅速な対応及び感染拡大防止が図られるよう、感染症BCPの適切な運用を図るとともに、必要に応じて見直しや改善を行い有用性のあるBCPの改訂に努めます。また、新型コロナウイルス感染症対策に各職員が理解のうえ業務遂行できるよう定期的に注意喚起文の発出を行います。
生きがい社会参加	家族との連携強化	ご家族との交流機会が減少しているご利用者については、本人の意向を聞いた上で、必要に応じて家庭訪問やWEB面会、電話連絡など、ご家族との情報共有と交流機会の確保に努めます。
	実習及び日中活動参加に向けた支援	関連する事業所や機関等と連携し、企業実習または日中活動先へ継続的に通うことが出来るよう調整や連絡を徹底します。
食事提供	食事サービスの提供	献立表に基づき、朝食及び夕食について世話人とご利用者が共同で調理を行い、良好な人間関係の構築と家庭的な食事環境の提供に努めます。また、時折外食の機会を設定し、食に対する楽しみが広がるような取組みを推進します。
家族会	家族会の事務局支援	家族会が開催する総会等において事業内容の説明や事務局サポートなどとおして、なんぷ〜香房及びGHIびあの各種事業が円滑に実施出来るよう支援します。
地域移行	自立対策	共同生活住居からの自立を希望するご利用者に対して、地域生活に必要なスキルアップの取組みなどを適切に支援します。

令和6年度 共同生活援助事業所 ぴあ 組織機構図

